

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 11月度)

- 1 日 時 令和5年11月1日(水)  
開会：午後3時00分  
閉会：午後3時25分
- 2 場 所 氷見市役所A棟2階 全員協議会室
- 3 出席委員 15名  
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝  
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一  
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎  
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治  
13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 0名
- 5 議 題 第1号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件  
第2号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地  
認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
事務員 川田 安広

## 8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度11月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を上野委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件  
第2号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について  
であります。  
また、報告事項として  
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について  
であります。

□議長(会長) 本日は、在任委員15名全出席であります。これにより、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、宮木委員、川上委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件3件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、番号1が第4条申請、番号2と3が第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

申請人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は——として利用されている状況です。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——です。

農地区分は第2種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記が田、現況が畑、現地は耕作されていない状況です。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は京都府\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は——として利用されている状況です。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*\*月\*\*日、私と該当地区推進委員、事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件につきましては、番号3は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。残る2件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号3には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、3件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件3件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課(事務局併任職員)より説明)

第2号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

対象地は、氷見市\*\*——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は、隣接地で過去に建売分譲事業を行っており、——区画全てが完売しています。——インターチェンジや——病院等からも近いといった立地性のため、周辺にはまだ住宅建築の需要が見込まれると判断し、この度の計画に至りました。過去に事業を行った場所を基点に周辺の土地を候補地として検討しましたが、願出地以外に取得可能な土地が見つからなかったからとのことでした。

番号2と3は別事業ですが、内容に重複する部分があるため、まとめて説明させていただきます。

番号2、地区は——です。

願出者は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>です。

番号3、地区は——です。

願出者は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は、隣接地で過去に建売分譲事業を行っており、——区画全てが完売しています。——地区は市道——線の開通によって住宅建築の需要が高まっている状況を鑑み、この度の計画に至りました。過去に事業を行った場所を基点に周辺の土地を候補地として検討しましたが、願出地以外に取得可能な土地が見つからなかったからとのことです。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件3件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*\*月\*\*日、私と該当地区推進委員、事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件につきましては、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号3には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、3件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見なし」と市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。

＊＊月＊＊日付けで氷見市＊＊——番について、非農地認定の申請があったものであります。

＊＊月＊＊日の農地転用と農振除外の現地調査を行った同日に、＊＊委員、＊＊委員、＊＊委員の3名に現地を見てもらい、非農地であることを確認し、＊＊月＊＊日付けで所有者に対し非農地認定の通知書を発出したところであります。

なお、交付基準としては、農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象となった農地であって、改良事業完了後8年を経過し、更に非農地的土地利用がされて、20年以上経過していることに該当し、長きにわたって、山林に化している状態となっております。

報告は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年11月1日

議 長

---

署名委員

---

署名委員